

見積条件及び指示事項（建設工事中用）

見積条件

1 見積合わせ参加者心得等

見積合わせ参加者は、見積合わせ指名通知等（見積合わせ指名通知及び現場説明書をいう。以下同じ。）、設計図書類等（設計図書、この見積条件及び指示事項、その他の見積合わせ指名通知等に添付する書類をいう。以下同じ。）及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。

また、次に掲げる事項を満たさない者は見積合わせを辞退しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 設計図書類等に示す資格要件を具備する技術者の配置ができない場合。

2 関係法令等の遵守

見積合わせ参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、岩国市財務規則（平成18年規則第52号）、岩国市建設工事執行規則（平成18年規則第171号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

3 見積合わせ

(1) 見積書に記載する金額

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書

ア 見積書には、入札参加資格審査申請書に添付した「使用印鑑届」の届出印を使用すること。ただし、見積合わせを行う前に提出する委任状による代理人が見積合わせをするときは、その委任状の使用印鑑欄に押印の印鑑を使用するものとする。なお、見積書に「使用印鑑」の押印のない当該見積は無効とする。

イ 見積書の用紙は、配布した指定様式を複写したもの又は指定様式どおり作成したものを使用すること。なお、様式の異なる見積書を使用したときは当該見積は無効とする。

ウ 見積書は、あて名、工事番号・工事場所・工事名及び見積者氏名（商号又は名称）を記入した封筒に入れ、のり付けのうえ封印（3か所割印）し、提出すること。封印の無いものは無効とする。ただし、見積書を開封した直後に再度（2回目以降）見積合わせを行う場合、封筒は不要とする。

(3) 見積書の書換え等

見積書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。ただし、見積合わせの辞退は撤回に該当しないものとする。

(4) 見積合わせの辞退

ア 見積合わせを辞退する場合は、見積合わせ指名通知を受けた日から見積合わせ開始時刻までの間に辞退届を提出するものとする。

イ 見積合わせ開始後における辞退及書面によらない辞退の表明は、認めないものとする。

ウ 提出した辞退届を取消及び撤回することはできないものとする。

4 見積合わせの中止又は延期

- (1) 見積合わせ参加者が談合又は不正不穩の行動をする等見積合わせを公正に執行することができないと認められるとき、予定価格の決定に係る積算に疑義が生じたとき、その他市が必要と認めるときは見積合わせを中止、延期又は取り消すことがある。この場合において、本見積合わせのために要した費用を市に請求することはできず、また、受理した見積書等は返却しないものとする。
 - (2) 前号において、見積合わせ参加者は、異議又は苦情を申し立てることはできない。また、これにより見積合わせ参加者が損失を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わないものとする。
- 5 設計図書
設計図書の交付を紙媒体で受けた場合は、担当職員の指示に従い返却すること。
 - 6 契約の締結
契約書は、岩国市が指定したものとし、「岩国市建設工事請負契約約款」のとおりとする。ただし、別に見積合わせ指名通知等により契約約款を指定した場合は、指定したものを使用する。
 - 7 契約保証金
落札者は、見積合わせ指名通知等において契約の保証を必要とする場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。なお、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。
 - 8 下請負人の制限
受注者は、岩国市において指名停止期間中にある者を下請負人として選定することはできないものとする。
 - 9 現場代理人及び配置技術者
受注者は、工事の施工における現場代理人及び配置技術者（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）については、次のとおりとする。
 - (1) 現場代理人及び主任技術者の取扱い
「岩国市現場代理人等取扱要領」によるものとする。なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。
 - (2) 配置技術者の資格要件等
配置技術者は、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - ア 配置技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により配置すべきとされている技術者の資格を有する者を工事現場に配置すること。
また、見積合わせ指名通知等において専任を要すると定める場合は、専任で配置すること。
 - イ 配置技術者と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日国不建第457号）」における「二～四監理技術者等の雇用関係」によること。
 - (3) 監理技術者の兼務要件
本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下のア～ケの要件を全て満たさなければならない。
 - ア 本工事の請負対象設計額が3億円未満（営繕系工事の場合は2億円未満）であること。
 - イ 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ウ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - エ 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - オ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係

る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

カ 特例監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 km 以内の工事（現場間の直線距離が 10 km 以内であること。ただし、極端な迂回が生じる等移動が容易でない場合を除く）でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。

キ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

ク 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ケ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。）

ただし、特例監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め 2 工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、特例監理技術者を配置する場合、特例監理技術者は常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に特例監理技術者を配置する場合、兼務の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料（特例監理技術者の配置届）を提出すること。

(5) 配置技術者の変更

配置技術者の変更の取扱いは、「監理技術者等（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて（岩国市契約監理課）」に記載された事由に該当する場合のみ認める。なお、工場製作を含む工事における場合の扱いは、工事着手前に予め表明すること。

(6) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三一(2)監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）は、次のとおり取扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点（特記仕様書に定めのある場合を除き、契約書に示す着手日以降 30 日以内）から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

10 支払条件等

(1) 前払金

請負代金の額が 300 万円以上の工事について、請負代金の額の 4 割を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

請負代金の額	支払回数
1,000 万円以上 5,000 万円未満	1 回以内
5,000 万円以上	2 回以内

(3) 中間前払金

請負代金の額が1,000万円以上の工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の額の2割を超えない金額（10万円未満の端数切捨て）を支払う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。

(4) 債務負担行為の場合の特例

この契約に債務負担行為が設定されている場合は、(1)から(3)に掲げる「請負代金の額」を「各年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

指示事項

1 施工管理基準等

- (1) 土木工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。
- (2) 港湾工事及び港湾海岸工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。
- (3) 建築工事の施工に当たっては、公告又は指名通知日における最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」のうち設計図書において示すものによること。

2 工事の仕様

本工事の施工条件、仕様及び特記事項は、施工条件書、設計書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法規の遵守

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）の過積載の防止等に関する規定、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の委託運送時の許可業者の使用等に関する規定等の関係法令を遵守すると共にエコドライブ運転に努めること。
また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般の制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 適正な下請契約及び施工体制の確保

- (1) 受注者は、下請けの有無や下請金額に関わらず、すべて「下請予定表」を提出することとし、下請契約を締結した場合は「施工体制台帳の写し（添付書類も含む。）」及び「施工体系図の写し」を提出すること。

なお、「下請予定表」は工事着手前までに「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出することとし、下請け体制に変更が生じた場合は、その都度変更に係る「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。

- (2) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。
- (3) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占め

る現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

(4) 受注者は、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。

(5) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額による下請契約の締結に努めること。

5 社会保険等未加入対策

(1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(令和4年3月30日国不建キ第39号)」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。

(2) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）を下請契約（一次下請契約に限る）の相手方としてはならない。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ理由を付した書面を提出し発注者の承認を得ること。

なお、契約書第7条の2第3項に規定する違約罰（制裁金）を課された場合、契約違反（「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」別表の措置基準「5 契約違反」をいう。以下同じ。）として取り扱い、指名停止措置による対応として工事成績評定点を上限20点として10点以上減点する。

6 市内産資材の活用

受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、岩国市ふるさと産業振興条例（平成21年9月30日条例第26号）の趣旨を踏まえ極力、市内生産業者又は市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

7 市内業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、岩国市ふるさと産業振興条例（平成21年9月30日条例第26号）の趣旨を踏まえ極力、市内業者の活用に努めること。

8 排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-31の6）による。

ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※ 排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ウェブサイトを参照のこと。

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)

9 建設リサイクル

(1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）（以下、「法」という。）及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 落札日から閉庁日（「岩国市の休日に関する条例」に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き7日以内に、監督職員へ説明書により法第12条に規定する説明を行うこと。

イ 落札日から閉庁日を除き7日以内に、法第13条及び省令第7条の規定する書類を契約監理課に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第7条

に基づく書面に基づき作成される。

エ 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ア) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了時は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提出すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存すること。

(3) 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

なお、COBRIS により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。

※ 建設副産物情報交換システムは、建設副産物情報センターのウェブサイトを参照のこと。

(4) 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壤汚染対策法等の手続状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

10 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

(1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分をすること。

(2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。

(3) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事完了後 5 年間保存すること。

(4) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。

(5) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

11 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金の額が 500 万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、閉庁日を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、閉庁日を除き 10 日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から、閉庁日を除き 10 日以内に変更データを提出すること。

12 各種調査への協力

(1) 公共事業労務費調査への協力について

ア 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

イ 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。

ウ 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。

エ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の発注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）がア～ウと同様の義務を負う旨を定めること。

(2) 施工合理化調査等への協力について

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

(3) 建設副産物実態調査の協力について

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

(4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

13 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

(1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第 9 条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。

(2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を、担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。

(3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。

(4) 担当技術者等が配置された場合の管理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

14 暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求、工事の妨害）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領」の指名停止措置基準に照し合せ指名停止措置を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

15 標示板の設置等

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

なお、その他記載内容、設置位置等については、監督職員と事前に協議すること。

16 工程管理

完成検査は、工期内に行うことを原則とする。そのため工事の完了及び完成書類等の提出は、これらの内容確認及び検査の日程調整に日数を要することから、これにかかる期間を見込んだ余裕をもった計画を立て実行すること。

17 書類の保管等

工事施工に伴う発注者への提出書類のうち発注者が指定する書類は、その原本を監督職員に提出し、確認を受けること。当該書類は、監督職員が確認した後に発注者に返却をするので、受注者は、当該書類を工事引渡し後5年間保管し、その間、発注者が必要とした場合は速やかに当該書類を発注者に提示できるよう、整理しておくこと。

18 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の県内の発注機関が発注する工事において、一斉土曜閉所の取組を実施する。

なお、現場閉所実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。

19 施工計画書作成時チェックシート

土木系工事における受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。